

オーナーさんのための 看板の安全管理 ガイドブック



目次

はじめに

1	看板の「安全」が支えるもの	02
2	さまざまな看板	03
3	看板の種類とチェックポイント	
3-1	袖看板(突出看板)	04
3-2	壁面看板	05
3-3	建植看板(ポール看板、自立看板、野立看板)	06
3-4	屋上看板	08
3-5	置看板(スタンド看板)	09
3-6	アーチ看板	10
4	守るべき看板のルール	11
5	看板の「安全」を脅かすもの	12
6	身近に迫る看板事故の危険	13
7	安全のための見える化、しくみ化	14
8	所有者の日常点検と初動処置	15
9	専門業者による定期安全点検	16
10	各地域の組合と連絡先	17

はじめに

私たちの身近には、様々な屋外広告物（以下「看板」といいます。）が設置されています。それぞれの形態や取付方法、設置した時期等によって状況は異なりますが、雨や風、強い日差し等の厳しい自然環境により、知らず知らずのうちに、部材の腐食、ゆるみ、亀裂等が発生している場合があります。

これらをそのまま放置しておくと、看板が「おちる」「たおれる」「とぶ」ような事故につながり、時には人身をも危険にさらし取り返しのつかない状況を招く恐れがあります。

もしも、皆さんが所有する看板が落下し第三者に被害を及ぼした場合、長年積み重ねてきた企業や店舗等の信頼を一瞬で失うことになりかねません。また、多額の賠償金や風評により、事業の継続が脅かされるような事態に陥る危険性もあります。

この冊子は、企業や店舗などの経営者が、看板にかかわるリスクやハザードから身を守り、安心して事業を展開できるようサポートするものです。

看板は皆さんの心構え一つで事業を発展させる素晴らしいものになります。

ぜひ、皆さんの看板も安全安心で、お客さんを呼び込むものにしましょう。

屋外広告物適正化推進委員会
「看板の安全管理ガイドブック」編集委員会一同

屋外広告物適正化推進委員会とは、新しい時代の屋外広告物のあり方を考えることを目的に、全国の屋外広告物に携わる学識経験者、国土交通省・地方自治体の屋外広告行政担当者及び業界関係者で組織する産学官連携ネットワークです。

1

看板の「安全」が支えるもの

(1) 「企業の顔」には、安全が重要

看板とは、企業や店舗等のシンボルであり、消費者に対してブランドや商品などのメッセージを伝えるコミュニケーションの道具です。

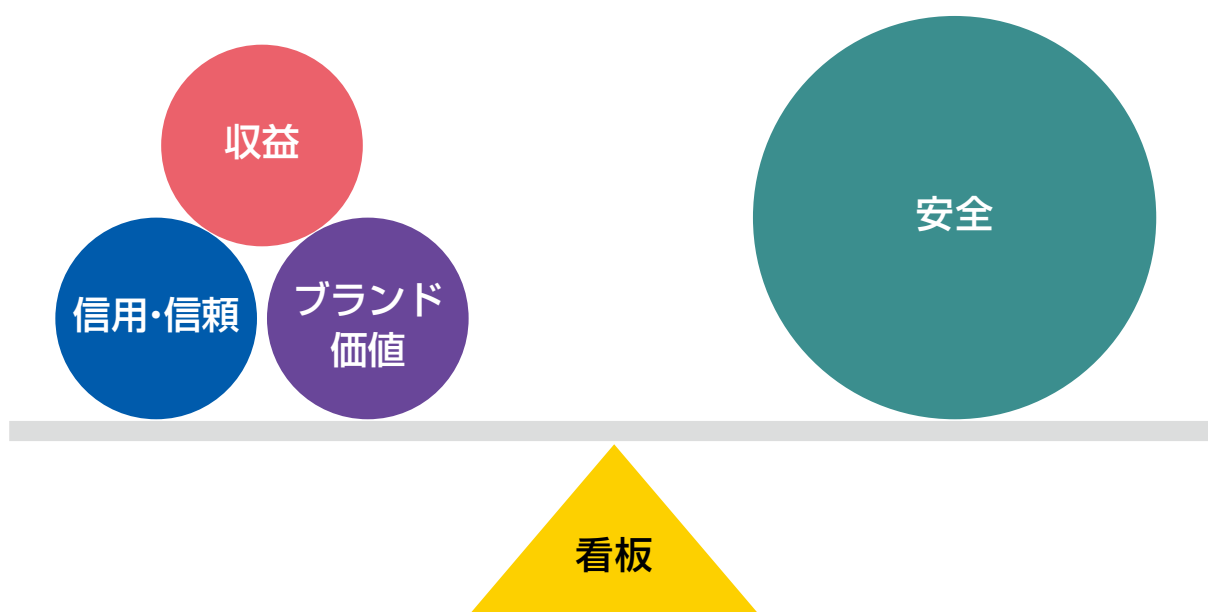
ブランドとは、自社と競合相手との製品やサービスの違いを明確にするためのシンボルマークやロゴを指すほか、企業の経営理念やマーケティング戦略に基づく企業活動全体が提供する「価値」を象徴するものとして、経営者の多くが高い関心を持っています。公共空間の中で、企業等のブランドメッセージを伝える看板が「企業の顔」といわれる^{ゆえん}所以でもあります。

看板が企業等の製品やサービスの「信用・信頼」、「ブランド」、引いては企業の「収益」を支えていくためには、看板の「安全」は決して忘れてはならないものです。

(2) 看板を軽んじると、失うものは計り知れない

「もしも、看板が落下し、人にけがをさせるようなことになったら…」 「もしも、看板が汚れていたり、照明が消えていたりしたら…」、お客さまの企業等への評価が低下するばかりか、従業員のやる気、士気も損なうことになるでしょう。

コスト削減を追求する余り看板を軽視すれば、失うものは計り知れません。



2

さまざまな看板

看板には、設置目的別に企業や店舗等の敷地内に設置する「自家用広告物」のほか、敷地外に設置し企業や製品、サービス等をPRする「一般広告物」、沿道に設置し案内するための「道標・案内図板」などがあります。

また、看板の形態によっても、下図のように様々な種類があります。各自治体の屋外広告物条例では、設置目的や形態に応じたルール（設置基準）などを定めています（形態ごとの呼称は自治体によって違う場合があります。）。



3-1

看板の種類とチェックポイント

そで つきだし 袖看板(突出看板)

建物の壁面から突き出しているため、低所に設置すると通行人などがぶつかってけがをする恐れがあります。

屋外広告物条例による基準（地面から看板の下端までの高さ、出幅等）を守り設置しましょう。

また、風圧を受けやすい形状であり、建物の外壁や、ポール（支柱）にボルトなどの取付金具で固定するため接合部分に大きな負荷がかかります。看板の高さが4mを超える場合は、建築基準法に基づく「工作物確認申請」が必要ですが、高さ4m以下の場合も強度計算を行うなど安全対策が求められます。

看板の外側はきれいでも、取付金具や内部鉄骨にサビが浸食し強度を保てなくなる恐れがあります。定期的に高所作業車などによる内部点検を行うことが重要です。



(1) 小型・中型軽量袖看板

内部の造りが簡単でLブラケットや触れ止め棒で取り付けられていることが多いため、脚立などで簡単に点検できる場所に設置しましょう。



(2) 小型・中型鉄骨構造袖看板

高さ4m以下でも工作物と同様に考え、強度計算を行うとともに、ブラケットの防錆処理は耐用年数や設置環境に合ったものにしましょう。

(3) 大型袖看板

高所に設置することが多く頻繁に点検できないため、鉄骨は溶融亜鉛メッキを施すなど防錆処理を徹底しましょう。

CHECK POINT!!

壁面にサビなどの汚ダレがみられる場合は、ブラケットがサビで腐食しています。ひどい場合は看板が落下する恐れがあります。また、板面や押さえ枠のゆがみ、ボルトやビスなどの落下があったら、看板全体の点検・補修をしないと危険。高所からの看板の落下は、人命に関わる事故につながります。直ちに、専門業者に依頼を！



3-2

看板の種類とチェックポイント

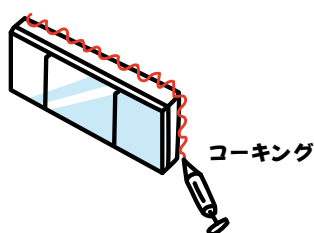
へきめん

壁面看板

(1) ファサード看板・内照式片面BOXサイン（欄間看板）

大手チェーン店で最も多く使用されており、間口に応じて様々なサイズでの設置が可能です。建物壁面の種類や状態に合わせて、適切な施工方法を選択するよう注意が必要です。

取り付け後は、壁面との隙間にコーキングを行い雨水の侵入を防ぎます。



(2) 壁面ボード看板

パネルボード（複合板）などの縁を固定する安価な看板です。複数枚のパネルを使用する場合は、隣り合うパネル同士をきちんと固定しないと、振動や風などで落下する恐れがあります。長期に使用する場合は、耐久性、経済性の点からオールアルミ製のパネルボードをお勧めします。

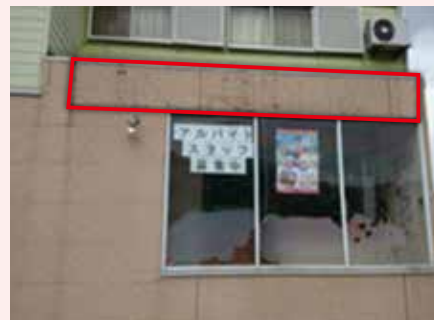


CHECK POINT!!

目視で、パネルの変形、ズレ、破損がないかを確認してください。取付ボルトのゆるみや、壁面の劣化状況は専門業者に点検を依頼しましょう。



落下した欄間看板



落下した後の壁面

3-3

看板の種類とチェックポイント

けんしよく

じりつ

の だ て

建植看板(ポール看板、自立看板、野立看板)

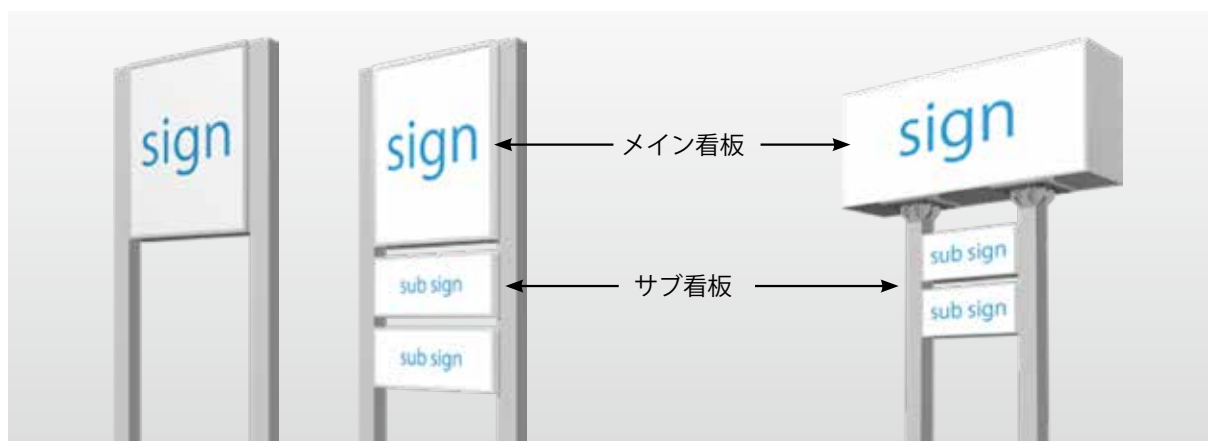
建植看板の代表的な例を紹介します。看板の高さが4mを超える場合は、建築基準法に基づく工作物確認申請が必要です。



両面の建植看板では、先端ポールを基礎ポールに挿し込む「串刺し式看板」が一般的で最も多く見られます。この場合は、先に基礎ポールを設置し、後から先端ポール付の看板本体を基礎ポールに挿し込むことで、強度面も剛性が取れ、施工面も安全です。

「盤上式看板」は見た目には串刺し式と同じですが、構造的には大きな違いがあります。基礎ポールの盤上に看板本体を接合するため、接合部分にすべての負荷がかかります。看板本体には十分な強度が必要です。

大型看板の場合は、「二柱式看板」が数多く使用されており、強度的にしっかりしていますがコストが高くなります。大型スーパー等では、メインの看板の下にサブ看板が複数設置されているものを見かけます。



ポール看板では二柱式ポール看板の本体が落下する事故が多く見られます。

設置から年月が経ったものは、基礎ポールの根腐れにより根元から倒壊する恐れがあります。設置の際は、ポールの根元に水がたまらないようコンクリートに傾斜をつける等の注意が必要です。さらに、基礎ポールや看板の鉄骨部分に溶融亜鉛メッキを施すと、サビに強く耐久性が高くなります。

「串刺し式看板」では、看板本体の下端と先端ポールのベースプレートが溶接されている部分に水が入り、先端ポールの付け根が腐食し、看板本体が落下したケースもあります。

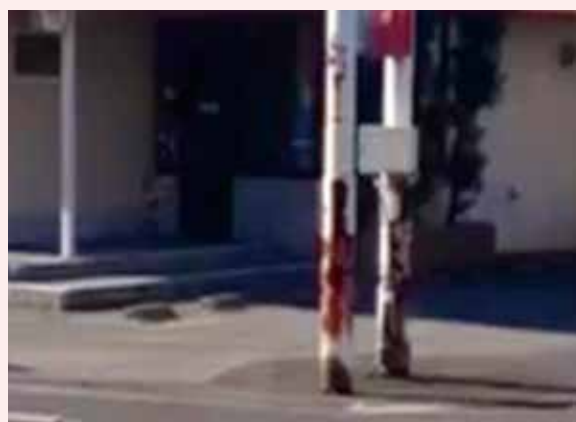
CHECK POINT!!

ポールの根元、看板本体とポールの接合部分にサビが出ていないか確認しましょう。

看板本体からポールへの汚ダレにも注意。発見したら専門業者に相談を！



ポールの根元にサビが発生



ポールの根腐れ（実際に倒れた看板）



ポールの根腐れによる倒壊



看板本体からポールへの汚ダレ

3-4

看板の種類とチェックポイント

おくじょう 屋上看板

屋上看板では、経年劣化による耐久性の低下が大きな問題となっています。近年、増加する空きビルには広告の表示がなく、骨組だけが残されているケースが多く見られます。

利益を生まない看板は放置されがちです。長年に渡って放置された屋上看板は、サビによる腐食でボロボロになり、撤去工事に危険が伴う場合もあり多額の費用がかかります。また、外照式の照用器具は、アームや接合部分が腐食して落下する恐れがあります。

自社ビルの屋上看板は、点検を忘れがちです。ご注意ください。



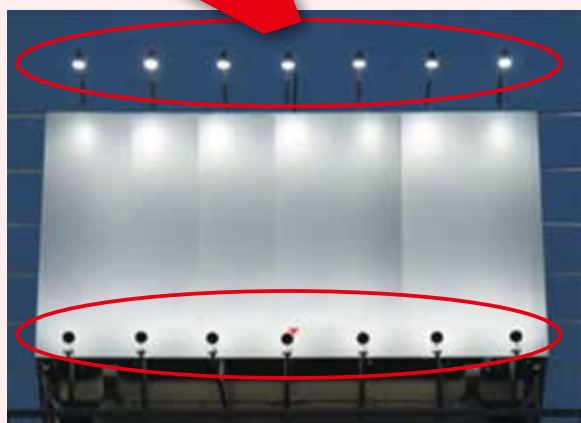
CHECK POINT!!

老朽化した屋上広告塔の骨組みは、サビによる腐食でボロボロに。もしも落下したら…



CHECK POINT!!

アーム接合部分の腐食やボルトのゆるみがあると、器具が落下する恐れがある。屋上看板では、小さなボルトの落下も、重大な事故に。



外照式の屋上看板では、照明器具の安全点検も忘れずに！

3-5

看板の種類とチェックポイント

おき

置看板(スタンド看板)

置看板を設置する場合は設置場所の状況や人の動線に配慮し、敷地内に置きましょう。

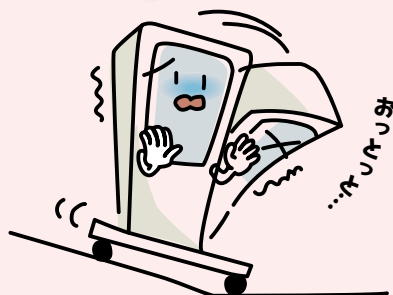
キャスター付きスタンド看板を傾斜地に置くと、勝手に動き出して転倒する恐れがあります。また、歩道などに置くと、通行の妨げになり、交通事故を引き起こす危険がありますので、絶対にやめましょう。

台風など強風が予想される場合は、屋内にしまうか、飛ばされないように固定しましょう。



CHECK POINT!!

キャスターは正常な状態ですか。電源コードは傷ついていませんか。
キャスター付の看板を、傾斜地や歩道などに置いていませんか。



傾斜地に置くと転倒の恐れが



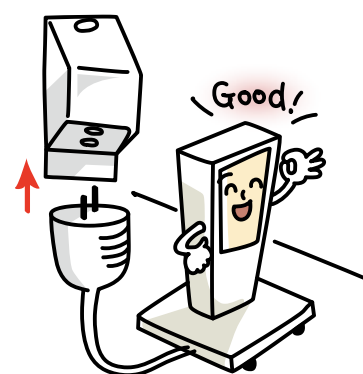
歩道などに置くと通行の妨げに

内照式のスタンド看板のようにコンセントの付いた看板は、「電気用品安全法」を守らなければなりません。



※「特定電気用品以外の電気用品」の「広告灯」に該当スタンド看板を選ぶときはPSEマークのシールを確認してください。

防水コンセント



【詳細は「電気用品安全法」(経済産業省)のホームページへ】

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/>

3-6

看板の種類とチェックポイント アーチ看板

商店街の入口等によく見られ、道路上の空中を横断するアーチ状に設置された看板です。商店街等の団体に所有する場合は管理体制や責任者を明確にし、定期点検スケジュールを作成しておくことをお勧めします。

万一、団体が解散するようなときは、確実な譲渡先を見つけるか、責任を持って撤去工事を行うようにしてください。



撤去されずに残されたアーチ看板

CHECK POINT!!

根元や本体部分からサビは出ていませんか。
高所にあり、落下事故のリスクが高いため、専門業者に点検を依頼しましょう。

渋谷商店街 アーチ看板落下事故

1997年6月20日台風7号が関東地方に上陸し、強風で渋谷区の商店街入口に設置されていた旧アーケード看板（重さ4トン）が倒壊し、数人が下敷きとなり、男性一人が死亡する事故が発生した。看板製作会社は所有者に点検の案内をしたが、放置されていた。この事故では商店街組合、役員、理事が1億円の賠償金を支払うこととなった。看板の事故は賠償金等の多大なリスクがあることを、お忘れなく。



台風で落下した時の様子

4

守るべき看板のルール

屋外広告物を設置する際は、各自治体の屋外広告物条例や関係法令を遵守しなければなりません。法令を遵守し、市民生活の安全を守ることは企業や店舗等の社会的責任です。

また、関係法令は多岐にわたり、全てを把握することは困難な場合がありますので、詳細は自治体にご相談ください。

(1) 屋外広告物条例

都道府県や市町村が屋外広告物法に基づいて定めた屋外広告物のルールです。屋外広告物を設置するには、事前に申請し許可を得なければなりません。また、設置工事は各自治体に屋外広告業登録がある業者に依頼してください。

(2) 建築基準法

① 工作物確認申請（建築基準法第 88 条）

看板の高さが 4m を超えるもの（袖看板、壁面看板、建植看板、屋上看板、アーチ看板等）は、工作物確認申請による構造の審査が必要です。

② 防火地域内の規制（建築基準法第 66 条）

防火地域内にある看板、広告塔等で、建築物の屋上に設けるもの、又は高さ 3m を超えるものは、主要部材を不燃材料で造るか、又は不燃材料で覆わなければなりません。

(3) 景観法・景観条例

景観に関する指定地区に設置するものや大規模建築物の壁面等に設置するものには、大きさ、高さ、色彩等の基準があります。

(4) その他関係法令

- | | |
|----------------|-------------|
| ① 都市計画法 | ② 道路法・道路交通法 |
| ③ 自然公園法 | ④ 文化財保護法 |
| ⑤ 消防法 | ⑥ バリアフリー新法 |
| ⑦ 製造物責任法（PL 法） | ⑧ 電気用品安全法 |
| ⑨ 電気設備技術基準 | |

(1) 自然環境による要因

看板は雨や風、強い日射しなどの厳しい自然にさらされています。また、台風の強大化、ゲリラ豪雨、竜巻、極端な高温などの異常気象も脅威です。

- ① **雨** 酸性雨により金属の腐食が進み看板の劣化が加速するほか、ゲリラ豪雨により、看板内部に水が回り込み漏電を起こすことがある。金属の電食を進める場合も。
- ② **風** 強風により袖看板や盤上式ボール看板などの接合部分が破損し本体が落下するほか、竜巻で看板がなぎ倒されたり、破損したりする。
- ③ **気温** 極端に高温な気温では、電材の劣化を促進させたり、自然発火による火災につながることもある。熱膨張によりアクリル板面が歪み枠から外れ落下することもある。
- ④ **塩害** 潮風の影響で、鉄骨のサビや樹脂の劣化が激しくなる。
- ⑤ **雷** 数 m 以内に雷が落ちると看板に過電流が流れて火災になることがある。
- ⑥ **大雪** 看板に積もった雪の重みで破損。雪溶け水が老朽化した看板のひびや穴などから内部に浸入し、腐食することがある。
- ⑦ **地震** 震度 5 強の揺れでは、壁や天井にひびが入りアンカーの強度が落ちる。

(2) 人為的な要因

設計、施工不良を防ぐには、信頼できる専門業者を選ぶことが大事です。

- ① **設計不良** 強度計算のミス等により、十分な強度が得られないもの。
- ② **施工不良** 設計図通りに施工されない等により、十分な強度を得られないもの。

(3) 経年劣化による要因

老朽化した看板は、事故のリスクが増加します。専門業者に依頼して内部の構造まで詳細に点検し、補修や取替え等の対策を行いましょう。

- ① **塗膜の劣化**
紫外線、熱、雨（酸性雨）等の影響により劣化し、腐食する。
- ② **金属疲労**
固体金属材料が長期間に渡り繰り返し力を受けた結果、亀裂が生じたり、強度が低下したりする。
- ③ **経年プラスチックの脆化^{ぜいか}**
長期間に使用しているアクリル面板などが、紫外線などの影響でもろくなり、飛散、落下することがある。

6

身近に潜む看板事故の危険

近年、ニュースに取り上げられる看板事故が目立つようになりました。バブル期に設置された大看板が管理されずに放置されるケースもあり、身近なところに思わぬ危険が潜んでいるかもしれません。

時期	内容
2007.06	新宿駅西口にある雑居ビルのイタリア料理店の看板落下。女性が下敷きになり、骨盤骨折の重傷を負った。詳細は下記の事故事例参照。
2007.08	銀座3丁目、百貨店の看板撤去作業中に不注意から出火し、アクリル製の看板が燃えた。JR有楽町駅に近い百貨店のビルなどが立ち並ぶ繁華街で、消防車約40台が出動して消火にあたった。
2013.03	JR赤羽駅前のバス停留所で、強風の影響で看板が飛ばされ、通行中の30歳の男性に直撃した。看板は、横が約1メートル50センチ、縦が約80センチの大きさで、男性は右手首が折れた他、顔にもケガをした。
2013.05	新宿駅西口近くの10階建てビル屋上に設置された消費者金融の看板のステンレス製枠の一部が落下。約35m下の歩道を歩いていた女性に当たり軽傷。
2013.10	秋葉原にある家電量販店の看板枠材が落下する恐れがあり、東京消防庁は、はしご車を出動させ応急処置にあたった。けが人なし。
2014.03	西武新宿線の鷲ノ宮駅の上りホームで、高さ約4mの天井から2本の支柱でつり下げていた重さ約22kgの金属製案内看板が落下。けが人なし。
2014.05	神戸市中央区のJR神戸線元町駅そばの高架下で、駅名の表示板が落ちかけているのを通行人が見つけた。けが人なし。
2014.07	沖縄県地方を襲撃した台風8号（ノグリー）の強風によりアイスクリーム店の看板が倒壊した。
2015.02	札幌市の飲食店で強風により袖看板の付属部材が落下、通行人の女性を直撃し意識不明の重体となった。原因は老朽化によるものだが、30年間、看板本体の安全点検は目視による確認しか行っていなかった。

【事故事例】イタリア料理店の看板落下（2007年6月 新宿）

落下した看板は、雑居ビル1階のイタリア料理店のもので、大きさは縦1.5m、横5m、地上高約3mに設置されていた。材質はスチール製で、かなりの重量があった。会社員の女性が店に入ろうとしたときに落下し、横倒しになった。事故に巻き込まれ下敷きになった女性は、骨盤骨折の重傷。落下した看板を動かそうとした男性も手に軽傷を負った。警視庁新宿署は業務上過失傷害の疑いもあるとみて、ビル管理者や店側などから事情を聴いた。

(1) 起こる前に防ぐ、“見える化”としくみ化

看板の安全を放置すると、思わぬときに取替えや大規模な補修が生じ、多額の費用負担を強いられることになります。事故が発生した場合には、その管理体制や企業等の責任を問われることになります。

多忙な日々の中で、企業や店舗等の安全を確保するためには、清掃や点検、補修、さらに予算管理を含めて、「先が見える」ようにすることが大切です。

そのためには、屋外広告物の許可申請を軸としてスケジュールを組み立てる方法があります。設置する際の安全だけでなく、将来に渡る安全のしくみを確立することが、皆さんの事業を継続可能なものにします。

区分	内容
スケジュール化	何をいつ、実施するのか。点検内容と日程を明確にし、予算や組織の配分を行うことで、実施記録の検証が可能となり、具体化が推進されます。
予算化	安全管理には予算の確保が前提です。計画は予算に裏づけがなされて初めて実行可能となるのです。
組織化	誰が実務を推進し、誰が責任を負うのか。最高責任者は、組織が担う社会的責任を理解し、予算と組織の体制を明確化し、実行に移す責任があります。
記録化	実行されたものが、記録され、目に見えるようになっていることが変化に対応し継続するために重要です。記憶に頼らず、記録によって安全を維持するしくみをつくりましょう。

(2) 具体的な点検プランとスケジュールづくり

先が見えると、対応もスムーズになります。屋外広告物条例に基づく点検に加え、立地条件（自然環境等）を加味して独自の点検プランを立てましょう。

屋外広告物の許可更新申請のタイミングを基本に総合的な定期点検を行い、老朽化や劣化などにより、補修が必要と判断された箇所は補修計画を立てて修繕を行ってください。ただし、急を要する場合は、即時に補修等の対応をしましょう。

(3) 専門業者に相談

日常点検で危険な兆候を見つけたときは、点検プランやスケジュールづくりについて、信頼できる専門業者に相談しましょう。

8

所有者の日常点検と初動処置

日常の中で、皆さんが確認できることには限界があります。定期点検は専門業者に任せるとして、皆さんのやるべきことは異変に気づくことです。営業日などは、必ず安全パトロールを行いましょう。そして危ないと思ったら、まず最初に立入禁止の処置を行い、見張りを置くことが重要です。次に専門業者に連絡しましょう。また、人通りの多い場所では、警察への連絡もしておきましょう。

看板所有者の日常点検項目（基本的に目視点検で結構です。）

No.	セルフチェック項目	対象の看板	チェック
01	支柱の根元からサビが出ていませんか	建植看板（ポール看板・野立看板など）	☐
02	看板が傾いていませんか	建植看板（ポール看板・野立看板など）	☐
03	ブラケット部よりサビが出ていませんか	袖看板	☐
04	看板は壁から垂直についていますか	袖看板	☐
05	アクリル板にひびが入っていませんか	共通	☐
06	アクリル板が外れそうではありませんか	共通	☐
07	パネル（表示面）ががたついていませんか	野立看板・壁面看板	☐
08	照明の不点灯などはありませんか	共通	☐
09	照明器具は傾いたり、外れかけていませんか	外照式看板	☐
10	看板部材が欠落していませんか	共通	☐

※震度 5 強以上の地震や大型台風の後には専門業者に臨時点検の依頼をしましょう。



ブラケットのサビ



主要部材のサビ



看板基礎のひび割れ

9

専門業者による定期安全点検

(1) 専門業者に相談し、定期点検の依頼をしましょう。

専門業者に依頼すると、日常点検では把握できない詳細な点検を行います。

定期点検によって発見した問題点、対応方法、必要な経費について、写真や資料等を提示し、わかりやすく説明してくれる専門業者を選びましょう。

(2) 専門業者が行うこと

まず最初に見積もりを取りましょう。その際に点検項目の確認などをお勧めします。

No.	点検項目	対象の看板
01	溶接部分の亀裂や破断の状況	共通
02	ボルト・ビスのゆるみに状況	共通
03	構造体の腐食やサビの状況	共通
04	電気配線の劣化状況	共通
05	開閉金具（蝶番・パチン錠など）の状況	共通
06	外照式の器具・取付金具の状況	野立看板・壁面看板・屋上広告塔
07	コーキングの状況	袖看板・壁面看板
08	照明器具の交換	共通
09	看板清掃	共通
10	内部鉄骨の補修・タッチアップなど	共通
11	部品交換	共通
12	申請書類の作成	共通
13	定期点検のスケジュール管理	共通
14	点検報告書の作成	共通
15	※看板ごとの管理台帳（看板カルテ）の作成	共通
16	※検査機器を使用した点検	共通
17	※臨時点検（震度5強以上の地震や大型台風の後）	共通

※通常点検以外のオプション項目

一般社団法人 日本屋外広告業団体連合会加盟団体

(一社)北海道屋外広告業団体連合会 011-621-2393

東北地区屋外広告美術業組合連合会 022-257-0437

青森県屋外広告美術業協同組合 0176-51-6572

岩手県屋外広告美術業協同組合 019-645-3140

宮城県屋外広告美術協同組合 022-257-0437

秋田県屋外広告美術協同組合 018-823-8458

山形県屋外広告美術協同組合 023-615-3120

福島県屋外広告美術協同組合 024-524-0937

関東地区屋外広告業組合連合会 03-3626-2232

茨城県屋外広告美術協同組合 029-243-8655

栃木県屋外広告美術協同組合 028-636-1051

群馬県屋外広告美術業協同組合 090-3002-9311

埼玉県屋外広告業協同組合 048-572-2941

千葉県屋外広告美術協同組合 043-225-7911

東京屋外広告美術協同組合 03-3626-2251

(一社)神奈川県広告美術協会 045-438-9011

甲信越地区広告美術業組合連合会 026-241-3500

新潟県広告美術業協同組合 025-250-0171

長野県広告美術塗装業協同組合連合会 026-241-3500

北陸地区広告美術業組合連合会 076-222-6223

富山県屋外広告美術協同組合 076-424-7740

石川県屋外広告業協同組合 076-222-6223

福井県屋外広告美術協同組合 0776-22-6216

東海広告美術業組合連合会 052-551-1823

静岡県広告美術業協同組合 054-283-3000

愛知県広告美術業協同組合 052-551-1823

岐阜県広告美術業協同組合 058-245-4472

三重県屋外広告美術協同組合 059-225-4735

(一社)近畿屋外広告美術組合連合会 06-6776-8118

京都府広告美術協同組合 075-313-0800

奈良県広告美術塗装業協同組合 0743-62-5123

大阪屋外広告美術協同組合 06-6776-8108

滋賀県広告美術協同組合 077-525-8373

和歌山県屋外広告美術協同組合 073-447-0360

兵庫県屋外広告美術協同組合 078-261-9217

中国広告美術業組合連合会 082-232-5279

岡山県屋外広告美術協同組合 086-250-3454

広島県広告美術協同組合連合会 082-232-5279

鳥取県広告美術業協同組合 0857-24-2323

島根県広告美術協同組合 0852-24-8836

山口県屋外広告美術協同組合 0835-28-7034

四国広告美術組合連合会 088-879-1822

香川県屋外広告美術協同組合 087-851-7530

愛媛県屋外広告美術商業組合 089-993-8289

徳島県屋外広告協同組合 088-624-7377

高知県屋外広告美術協同組合 088-885-3178

九州広告美術業組合連合会 092-531-4968

福岡県広告美術協同組合連合会 092-522-3072

佐賀県屋外広告美術協同組合 0952-29-3008

長崎県屋外広告美術協同組合 095-825-3199

熊本県広告美術協同組合 096-370-5591

大分県広告美術協同組合 097-574-5412

宮崎県広告美術協同組合 0985-63-3231

(一社)鹿児島県広告協会 099-222-5959

沖縄県広告美術協同組合 098-943-6390



看板の安全管理ガイドブック

2024 年6月第4版発行

発行 屋外広告物適正化推進委員会

〒130-0014 東京都墨田区亀沢 1-17-14 (屋外広告会館)

一般社団法人 日本屋外広告業団体連合会内

TEL 03-3626-2231 (代)

編集 屋外広告物適正化推進委員会 安全部会